

## 英国からの家きんの輸入一時停止措置の一部解除について

英国家畜衛生当局からの情報により、同国における強毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同国に対する家きんの輸入一時停止措置を本日付けで一部解除することとしました。

1. 英国オックスフォードシャー州における強毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N7 亜型）の発生を受け、平成 20 年 6 月 4 日以降、同国から輸出される家きん及び家きん肉等について輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. 今般、英国家畜衛生当局からの情報により、当該発生に係る同国内の清浄性が確認された。
3. また、英国家畜衛生当局からの情報により、本年 6 月に、同国ウィルトシャー州において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7 亜型）の発生が確認されている。
4. 以上のことから、ウィルトシャー州を除き、英国に対する家きんの輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。

発生国又は地域から家きん、家きん肉等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（参考）英国からの生きた鶏（185g 以下のもの）の輸入実績（単位：羽）

	2007 年
鶏のひな	38,677

出典：財務省「貿易統計」

関連資料：

英国からの家きん肉等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/080604.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>